

拠点ステーションマニュアル

—在宅患者災害時対策整備支援事業—

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
災害対策検討委員会作成（2020年1月発行）

目 次

A. 拠点ステーションの皆様へ（はじめに）

B. 簡易発電機の使用方法

—使用マニュアル（簡易版）—

◎A 1（始動方法）～A 4（停止方法） ◎非常用電源使用時チェック項目

—管理マニュアル（簡易版）—

◎B 1（運搬方法）～B 4（整備と点検）

C. 簡易発電機の運用マニュアル（拠点ステーション用）

◎平常時の発電機等の運用と注意点 平時の発電機運用フロー図

◎発災時の発電機等の運用と注意点 発災時の発電機運用フロー図

D. 資料集

◎様式1：拠点ステーションにご協力いただきたい内容と注意事項

◎様式2：簡易発電機使用にあたっての注意事項・貸出使用申請書（訪問看護ST用）

◎様式3：簡易発電機使用にあたっての注意事項・貸出使用申請書（利用者用）

◎様式4：非常用電源等、発電機の使用研修受講証明書

◎様式5：登録者リスト（票）

◎様式6：発電機（蓄電池）使用チェックリスト・報告書

E. 物品リスト

非常用電源等の物品リスト

医療資材等（リュック）等の物品リスト

F. 簡易発電機等の梱包、開封時の注意点

G. その他

発電機の保証書のコピー

蓄電池の保証書のコピー・お客様登録シート

発電機の簡単操作手順ガイド・発電機安心電源パック・送り状 他
(透明ファイルにまとめて入っています)

A. 拠点ステーションの皆様へ

はじめに

日頃より、当協会の事業にご支援ご協力いただき誠にありがとうございます。さて、大阪府では、大阪府在宅患者支援整備事業により、2019年度より、簡易発電機等を配置・管理する拠点として、府内44カ所に拠点ステーションを設けることとなりました。

在宅人工呼吸器装着患者が、災害発生など緊急事態において、ライフラインが途絶えた場合、専用バッテリーのみで長時間にわたり人工呼吸器を稼動させるには、容量不足があると考えられます。このため、当協会は、大阪府から本事業の実施の委託を受けました。

災害発生時の対応は、利用者個人のセルフケアで対処して頂くのが基本ですが、緊急時には通電地域にも行けない・準備していた予備電源が使用できないなどの支障が出ることも想定されます。

拠点ステーションには、これら①非常用電源等の管理、②貸出しのための手続き等（発災時、平時の研修会等）にご協力いただきたく存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

尚、拠点ステーションは、各ブロック（2次医療圏域、大阪市は4地域）ごと、4カ所の訪問看護ステーションにお願いしております、原則2年の交代制となります。

本事業について及び、発電機等の取り扱い、管理方法については、本マニュアルに掲載しておりますので、どうぞご参考ください。

（当協会のホームページに、本事業の取り組みの報告、「災害発生時の電源確保のための自助対策マニュアル」にも随時掲載してまいりますので、併せてご確認ください。）

本事業の趣旨をご理解していただき、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

TEL 06-6767-3800

FAX 06-6767-3801

B. 簡易発電機の使用方法 (簡易マニュアル)

<使用マニュアル>

- 表紙 表紙裏面；利用者への注意事項)
- A-1 発電機始動方法
- A-2 機器との接続
- A-3 ボンベの交換
- A-4 発電機の停止～使用後
非常電源使用時チェック項目

<管理マニュアル>

- B-1 運搬方法
- B-2 使用前の点検
- B-3 管理の方法
- B-4 整備と点検

◎簡易マニュアルは、当会のホームページでダウンロードできます。

◎安全にご使用いただくため、非常用電源等の添付使用説明書とあわせて
ご確認ください。

簡易発電機の使用方法 一使用マニュアル（簡易版）-

- ◆A-1 発電機始動方法
- ◆A-2 機器との接続
- ◆A-3 ボンベの交換
- ◆A-4 発電機の停止
- ◆A-5 非常電源使用時チェックリスト

●本書は、簡易発電機の使用についてを簡易版としてまとめたものです。正しい使用方法については、簡易発電機等に添付されている使用説明書とあわせてご確認ください。

●当会の簡易発電機の使用貸し出しは、災害発生時など、緊急時を想定しております。

使用については、貸し出し申請書にある「簡易発電機を使用するに当たっての注意事項（利用者用）」をよく読み、使用者本人の責任のもと、安全にご使用いただきますようお願いいたします。《簡易発電機を使用するに当たっての注意事項（利用者用）》は、裏面にも記載しています》

●緊急時における簡易発電機等の貸し出しは、「貸し出し申請書」による事前登録が完了した方のみが対象となります。

●簡易発電機等の使用に関わる緊急時の連絡は、ご利用中の訪問看護ステーションにお願いいたします。
(ご利用中の訪問看護ステーションの緊急連絡先の確認を必ず行ってください。)

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
住所 大阪市中央区谷町6丁目4-8 新空堀ビル205号
TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

簡易発電機を使用するに当たっての注意事項（利用者用）

- ◆当事業は、災害発生などの緊急時に、簡易発電機及びその付属品（以下、これらをまとめて「簡易発電機等」といいます。）を利用者家族に貸し出す事業であり、本注意事項をよくお読みいただきご了解いただいたうえで、申請をさせていただきますようお願いいたします。本事業の貸し出し対象である簡易発電機は、精密機器である人工呼吸器を直接稼働させるために製造されたものではありません。（通常、事前に呼吸器専用バッテリーを充電しておき、人工呼吸器を稼働させるのが原則です。）
- ◆当事業で貸し出す簡易発電機は、人工呼吸器専用のものではありません。使用方法などは、当会発行のマニュアル等も熟読したうえで使用していただくようお願いいたします。

- 簡易発電機等は、マニュアル及び訪問看護ステーション（訪問看護師）の指示のもと正しく使用して下さい。
- 早く少しでも多くの命を救うため、簡易発電機の貸し出しは先着順となりますのでご了承下さい。
- 簡易発電機自体が災害により故障する可能性があることから、各ご家庭での簡易発電機、バッテリー及び蓄電池の準備を推奨します。
- 簡易発電機に使用するカセットコンロ用ボンベは、使用者（患者）にて準備をお願いします。
- 簡易発電機を室内で使用すると、一酸化炭素中毒となるおそれがあるため、簡易発電機の室内使用は禁止とします。
- 簡易発電機を作動させると騒音がお出ますので、集合住宅や隣家とあまり離れていない場合には、あらかじめ使用されるご家族において近隣住民へのご説明をお願いします。
- 呼吸器と簡易発電機を繋いでも呼吸器の動作が不良である場合は、蘇生バッグによる人工呼吸を行って下さい。
- ライフラインが復旧し（復電し）簡易発電機等が不要になった場合は、速やかにご利用中の訪問看護ステーション又は拠点ステーションに返却してください。
- 使用する住所地が申請時と異なる場合は、ご利用中の訪問看護ステーションまで速やかに連絡してください。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
住所 大阪市中央区谷町6丁目4-8 新空堀ビル205号
TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

A-1 発電機始動方法

1.発電機使用場所の周囲の点検（屋内使用禁）

以下の項目を確認する事

- 近くに燃えやすい物、危険物、火気がない事
- 風通しが良いか。換気は十分か
- 排気口、吸気口は塞がれてないか
- 排気口の前に障壁はないか、外側に向いているか（一酸化炭素が排出されます）
- 水平な場所に置かれているか



2.カセットボンベの取付

- ①ボンベカバーを開け、内部にゴミ、異物がない事を確認する。



- ②操作レバーが【解除】の位置にあることを確認する。



- ③カセットボンベの付属のキャップを外し、カセットボンベの切欠きまたは、赤いラインを下側にし、先端から奥に差し込む。



カセットボンベは必ず2本セットで使用すること
(作動時間の目安は1~2時間/2本)

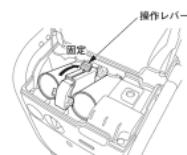
- ④ボンベを正しくセットできているかの確認として、**カセットボンベが連続して回転しないこと**を確認する。



- ⑤操作レバーを【固定】へスライドさせる。

操作レバーが動かない場合はボンベを正しくセットし直す。

操作レバーから手を離しても【固定】の位置から戻らないことを確認する。



- ⑥ポンベカバーを閉じる。



3.発電機の始動

- ①発電機の使用は、室内ではできません（屋外のみ）

- ②エンジンスイッチを【運転】の位置に合わせる。

- ③発電機のボンベカバー部を抑えて固定しながら始動グリップを静かに引いて、重くなるところで一旦止め、止めたところから矢印の方向に強く引っ張る。



エンジンが始動する。
始動グリップは手を添えてゆっくりと元に戻す。

始動グリップを引くときはボンベカバー部をしっかりと押さえること。
発電機が転倒し、事故を引き起こす恐れがあります。

- ④出力表示灯（緑のランプ）の点灯を確認する。

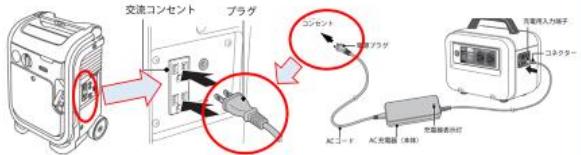


- ⑤1分間暖機運転を行い、使用する機器を接続する（A-2へ）。

A-2 機器との接続

1.蓄電池との接続

- ①下図（右側）のように充電コードと蓄電池を接続する
- ②蓄電池の電源プラグを発電機側面の【交流コンセント】に差し込む（下図左側）



- ③蓄電池の【メイン電源ボタン】を押し
次に【AC OUTボタン】を押す
- ④【AC出力表示灯】が点灯するのを確認する



2.機器との接続

- ①機器のプラグを発電機・蓄電池のコンセントに接続する。
(コンセントは、発電機の側面2箇所、蓄電池2箇所ですが
発電機のコンセントは、蓄電池の充電に使用しますので
実質、使用できるコンセントの数は、発電機の側面1箇所
蓄電池2箇所の合計3ヶ所となります。裏面下図、説明を参照)



- ②電気機器の消費出力を確認する

発電機の場合
出力表示灯の緑ランプ点灯を確認

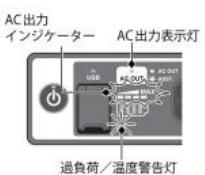


蓄電池の場合
インジケーターで使用量を確認

MAX	MAX	MAX	MAX	MAX
1灯点滅 約50W(VA)未満	1灯点灯 約50～100W(VA)	2灯点灯 約100～300W(VA)	3灯点灯 約300～450W(VA)	4灯点灯 約450W(VA)以上

以下の項目をチェックする

- 過負荷/温度警告灯が点灯しないこと
- インジケーターが4本点滅しないこと
- AC表示灯が点灯していること



※接続写真



どこにどの機器を接続するか

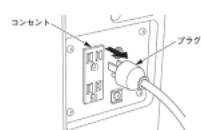
- 原則、機器は蓄電池側のコンセントに繋ぎます。
- 使用機器が多い場合は、発電機に内蔵バッテリーのある機器を蓄電池に内蔵バッテリーなしの機器を繋ぐことをお勧めします。
(ポンベ交換時や発電機停止時の突然の動作停止を防ぐため)

A-4 発電機停止～使用後

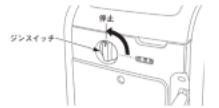
1.発電機の停止

- ①主たる機器の内部バッテリーの電源容量が十分にあることを確認する。
- ②内部バッテリーのない付属機器等（一時停止可能な機器）は、電源スイッチを一旦切る。
(内部バッテリーのない機器は、スイッチを切らないままコンセントの抜き差しをすると機器の故障の原因となる場合があります)
- ③機器及び付属機器等のプラグを蓄電池のコンセントから抜き、ご家庭のコンセントに差し込む。
(差し替え後も機器及び付属機器等が正常動作しているか確認)

- ④蓄電池のプラグを発電機のコンセントから抜く



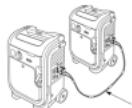
- ⑤発電機のエンジンスイッチを【停止】の位置にする。



- ⑥蓄電池の【メイン電源ボタン】を押し、電源を切る。



- ⑦並列運転を使用した場合は並列運転コードを取り外す。



2.カセットボンベの取外し

- ①ポンベカバーを開け、操作レバーを【解除】へスライドさせる。



- ②カセットボンベを手前側から浮かせて取外す。同様に2本目も取外す。



- ③ポンベカバーを閉じる。

2.発電機配管内の残留ガス使いきり

- ①エンジンスイッチを【運転】にする。



- ②始動グリップを引いてエンジンを始動させる。



- ③エンジンが停止するまで運転する。

- ④エンジンが停止したら、エンジンスイッチを【停止】にする。

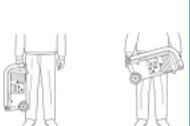
3.運搬の方法

- ①以下の方法で運搬する。



水平な場所

凹凸のある場所



非常電源使用時チェック項目

貸出し前



運搬時

A-1
発電機始動

A-2
機器接続

必要物品の確認

- 発電機
- 蓄電池
- 蓄電池専用電源コード
- アクセサリーソケット充電器
- カセットポンベ
- 延長コード

貸し出し前の動作確認

- マニュアルA-1により発電機が正しく動作するかを確認（出来る限り貸し出し前に確認する）

機器が運搬可能な状態かどうか

- マニュアルA-4.2.配管内の残留ガスの使いきりが実施済みの事
- エンジンが停止している
- エンジンスイッチが【停止】の位置にある
- カセットポンベが取り付けられていない
- 機器の置き方は正しいか

発電機周囲の点検（発電機始動前・始動後）

- 近くに燃えやすい物、危険物、火気がない
- 風通しが良いか。換気は十分か。
- 排気口、吸気口は塞がれていない
- 排気口は外に向いているか
- 水平は場所に置かれているか
- マニュアルA-1に沿って発電機を始動
- 発電機の運転状況
- 出力表示灯（緑のランプ）が点灯している

マニュアルA-2に沿って機器を接続

- 各種コンセントに緩みがない
- 発電機の出力表示灯の緑ランプ点灯
- 蓄電池のインジケーターが正常位置
- 蓄電池の過負荷/温度警告灯がでない
- 使用機器が発電機接続後も正常に運転しているか確認

裏へ

A-3
ポンベ交換

ポンベ交換前

- 蓄電池または、機器の内部バッテリーの電源容量が十分にあることを確認
- マニュアルA-3の手順書に沿ってポンベを交換する

ポンベ交換後

- 発電機の出力表示灯の緑ランプ点灯
- 蓄電池のインジケーターが正常位置
- 蓄電池の過負荷/温度警告灯がでない
- 使用機器等が正常に運転している

A-4
発電機停止

返却時

発電機の停止

- 機器の内部バッテリーの電源容量が十分にあることを確認
- マニュアルA-4の手順書に沿って発電機を停止する
- 発電機停止後も機器等が正常動作しているか再度確認する

機器が運搬可能な状態かどうか

- マニュアルA-4.2.配管内の残留ガスの使いきりが実施済みの事
- エンジンが停止している
- エンジンスイッチが【停止】の位置にある
- カセットポンベが取り付けられていない
- 機器の置き方は正しいか

借りた物品が壊っているか・破損はないか

- 発電機
- 蓄電池
- 蓄電池専用電源コード
- アクセサリーソケット充電器
- カセットポンベ
- 延長コード

○ご使用後の発電機は、拠点ステーションまで確実に返却して下さい。
○発電機の「又貸し」はしないで下さい。

B-1 運搬方法

1.非常電源確保に必要な物品

- ①発電機
- ②蓄電池
- ③蓄電池専用電源コード
- ④アクセサリーソケット充電器（車を発電機代わりにする場合）
- ⑤カセットポンベ
- ⑥延長コード



2.運搬・移動時の注意事項

- マニュアルA-4.2.配管内の残留ガス使いきりが実施済みの事
- エンジンが停止している事
- エンジンスイッチが【停止】の位置にある事
- カセットポンベが取り付けられていない事

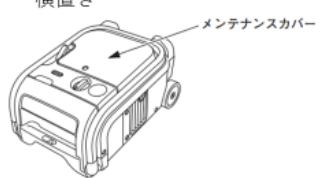
3.発電機の運搬方法

発電機を運搬する際は下記2通りの置き方を守ること

縦置き



横置き



横置きする際は必ずメンテナンスカバーが上になるように置く事

3.移動方法

水平な場所



凹凸のある場所



発電機を持ち上げる際、キャリーハンドルを使用しない事
必ずメンテナンスカバーが上になるように持ち上げる事

B-2 使用前点検

1.0リングの点検

- ①ポンベカバーを開ける



- ②口金部に泥や砂などの汚れが付着している場合は、Oリングを傷つけないように綿棒などで拭き取る。



2.エンジンオイルの点検

- ①エンジンオイルの点検は縦置き状態で行う。

- ②メンテナンスカバーの取付けねじを緩めてカバーを取り外す。



- ③オイル給油キャップを外し、オイル給油口の口元までオイルがあることを確認する。汚れや変色が著しい場合は交換する。

(交換方法はマニュアル
B-4 1.エンジンオイルの交換を参照)



- ④少ない場合は新しいオイルを上限まで補給する。使用オイルは大阪府訪問看護ステーション協会より支給されたものと同じものとする。

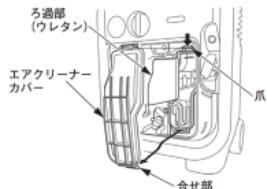


- ⑤点検・補給後、オイル給油キャップを緩まないように確実に締め付ける。

3.エアクリーナーの点検

- ①エアクリーナーカバーを外し、ろ過部の汚れ具合を確認する。汚れのひどい場合はろ過部の清掃をする。

(B-4 2.エアクリーナーの点検参照)



- ②エアクリーナーカバーに取り付けられたシールラバーに損傷がなく、確実に取り付けられている事を確認する。



- ③エアクリーナーカバーを確実に取り付ける。取付は下部の合せ部を組付けた後、上部の爪を確実に組付ける。

- ④メンテナンスカバーを確実に取り付ける。

B-3 管理の方法

1.使用後の管理方法

- ①マニュアルA-4 発電機の停止の工程を行う。

- ②口金部に泥や砂などの汚れが付着している場合は、Oリングを傷つけないように綿棒などで拭き取る。



- ③エアクリーナーを清掃する。
(B-4 2.エアクリーナーの点検参照)



- ④始動グリップを重くなるまで引く。
(燃焼室に埃が入らないようにするため)

- ⑤発電機・蓄電池本体を少し湿らせた布にて清掃する

発電機・蓄電池の水洗いは禁止。故障の原因になります。

⑥発電機の保管方法

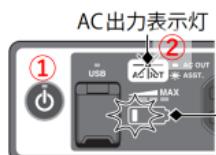
水平な場所に縦置きで保管する。
横置きではオイル流入による不具合が生じる恐れがあるため、縦置きで保管する。



⑦蓄電池の保管方法

メイン電源がOFFになっていることを確認の上
湿気の少ないところで保管する。
バッテリー残量が空になるとバッテリーが
劣化するため、半年に一度、バッテリーを充電すること

1. 電源を入れる ①
2. AC OUT ボタンを押す ②
3. 残量灯を確認する ③
4. 充電を開始する



③バッテリー残量灯



5. 残量灯点滅状態から、6時間で満量充電が可能
6. 充電の完了は充電コードの表示灯が緑に点灯する事で確認する。④



- ⑧カセットボンベを保管する際は、以下の項目を満たす場所で保管すること。

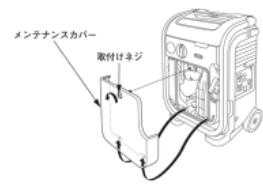
- カセットボンベ付属のキャップを取り付ける
- 40°C以下の場所に置く
- 湿気の少ない場所に置く
- 日陰に置く

B-4 整備と点検

1.エンジンオイルの交換

(2年毎または100時間運転毎に交換)

- ①メンテナンスカバーを取外す。



- ②オイル給油キャップを外し、発電機を傾けてオイルを抜く。



- ③発電機を縦置きの状態にし、新しいエンジンオイルを注入口の上限まで注入する。



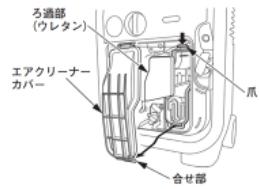
- ④注入後、オイル給油キャップを緩まないように確実に締め付ける。

- ⑤メンテナンスカバーを確実に取り付ける。

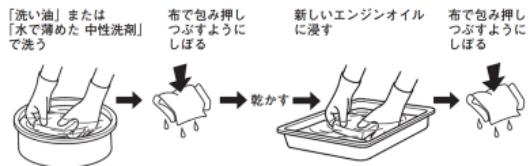
2.エアクリーナーの点検

(汚れを確認次第清掃)

- ①エアクリーナーカバーを外しろ過部を取り外す。



- ②ろ過部(ウレタン)を洗浄・乾燥・含油して固くしばる。



ろ過部(ウレタン)はねじるようにしばらうこと。

- ③ろ過部を確実に取り付ける。

- ④エアクリーナーカバーに取り付けられたシールラバーに損傷がなく、確実に取り付けられている事を確認する。

- ⑤エアクリーナーカバーを確実に取り付ける。
取付は下部の合せ部を組付けた後、上部の爪を確実に組付ける。

- ⑥メンテナンスカバーを確実に取り付ける。

C. 簡易発電機の運用マニュアル (拠点ステーション用)

I 平常時の簡易発電機の運用と注意点

- 1 拠点ステーション（発電機の保管ステーション）の任期と役割等について
- 2 簡易発電機を使用する可能性のある利用者のリスト作成について
- 3 大阪府訪問看護ステーション協会への報告について
- 4 研修会・訓練等の使用を目的とした簡易発電機の貸し出し手順
- 5 平時の発電機運用フロー図

II 発災時の簡易発電機の運用と注意点

- 1 拠点ステーションの利用者への貸し手順
- 2 ブロック内訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順
- 3 他のブロックの訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順
- 4 情報の公開（拠点ステーション・貸し出し状況）と‘拠点間移動’
- 5 発災時の発電機運用フロー図

簡易発電機の運用マニュアル（拠点ステーション用）

I 平常時の簡易発電機の運用と注意点

1 拠点ステーション（発電機の保管ステーション）の任期と役割等について

- ① 大阪府訪問看護ステーションの各ブロック会で、検討し決定します。
- ② 拠点ステーションは原則2年に1回 ブロック会で検討し変更または更新してください。
- ③ 拠点ステーションになると 大阪府訪問看護ステーション協会のホームページに事業所と連絡先を掲載します。
- ④ 拠点ステーションは「拠点ステーションにご協力いただきたい内容と注意事項」（※様式1）を熟読しご理解のうえ ご協力をお願いします。
- ⑤ 拠点ステーションが、ブロック内の訪問看護ステーションの看護師等に、簡易発電機の使用方法の研修を開催する場合は、研修受講後「発電機使用等、発電機の使用研修受講証明書」（※様式4）を参加者に交付してください。
(記入は、参加者によって記入していただいて結構です。ホームページからのダウンロードも可能です。)
(利用者登録をする訪問看護ステーションでは、研修の受講は必須です。)
- ⑥ 拠点ステーションは、定期的なメンテナンスを行い 常に使用できる状態にしておいてください。(点検や研修に使用するガスボンベやエンジンオイルはブロック会で費用を負担していただきます。)
- ⑦ 年に1回、大阪府訪問看護ステーション協会に、簡易発電機の使用状況の報告をお願いします。(以下I-3を参照)

2 簡易発電機を使用する可能性のある利用者のリスト作成について

- ① 人工呼吸器使用中の利用者で 災害等の停電時に発電機の貸し出しを希望される場合、事前に、本マニュアルにある事項を十分理解していただいたうえで 「呼吸器に発電機を使用するにあたっての注意事項（利用者用）」（※様式3）に必要事項を記載していただき、拠点ステーションでは、利用者登録リスト（※様式5）を作成してください。
- ② 他のステーションの利用者（人工呼吸器装着者に限る）で発電機の貸し出しを希望される場合についても、「呼吸器に発電機を使用するにあたっての注意事項（利用者用）」（※様式3）を事前に十分理解していただいた上で、必要事項を記載していただき、拠点ステーションで利用者登録リスト（※様式5）を作成してください。
- ③ 上記の登録情報に関しては、利用者の同意を得た場合のみ、拠点ステーションで、慎重に管理してください。
- ④ 利用者情報を提供した訪問看護ステーションは、申請した利用者の住所変更や使用予定場所の変更、死亡等があれば隨時連絡してください。また拠点ステーションも定期的に確認はしてください。

3 大阪府訪問看護ステーション協会への報告について

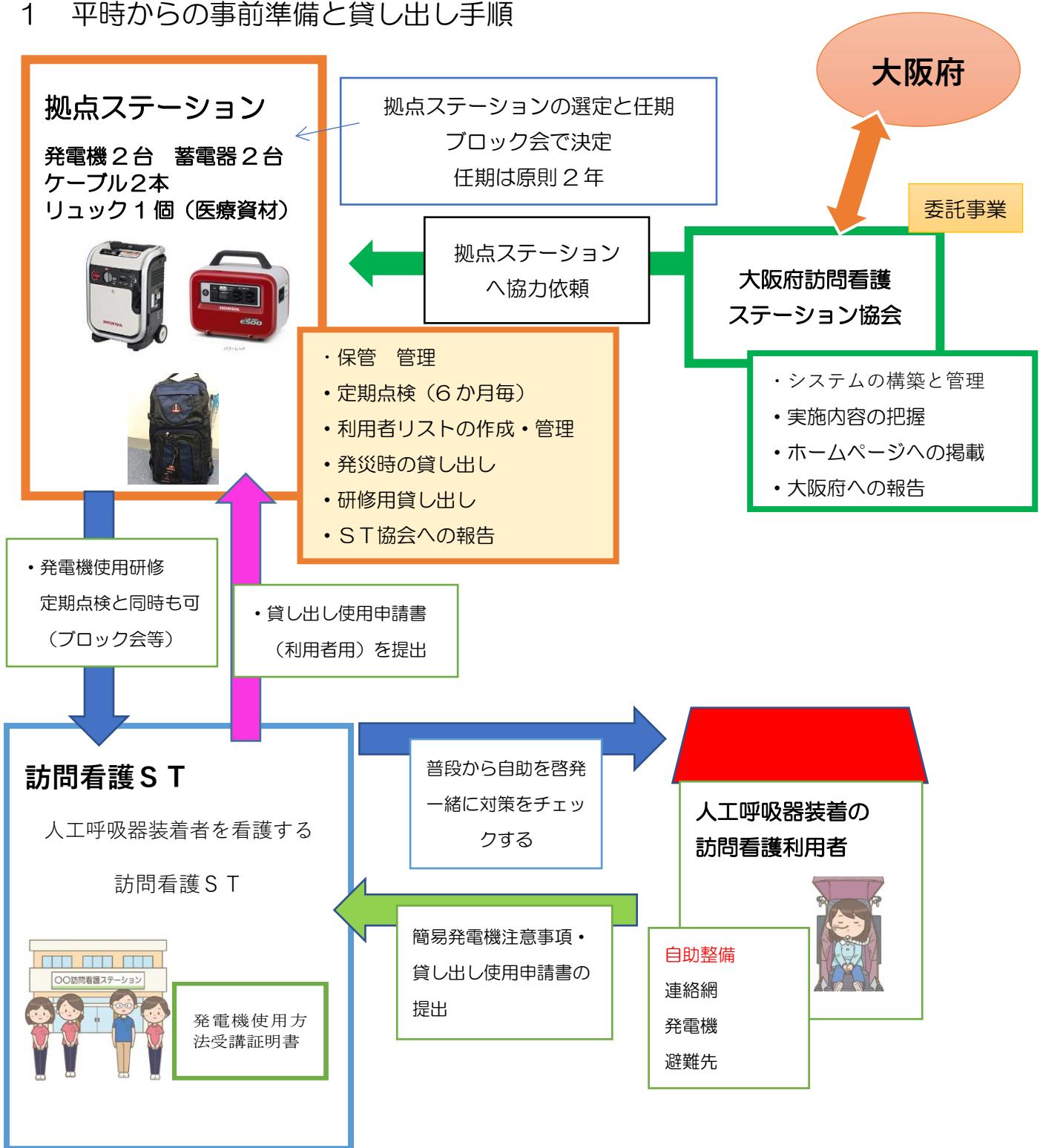
- ① 拠点ステーションは、年1回 発電機の使用状況・点検状況を「簡易発電機・蓄電池使用チェックシート」(※様式6)にて 大阪府訪問看護ステーション協会事務局にF a x等で報告してください。
- ② 大阪府訪問看護ステーション協会は、年1回大阪府に報告を行います。
- ③ 発電機の管理において何か問題等があれば、大阪府訪問看護ステーション事務局に連絡してください。

4 研修会・訓練等の使用を目的とした簡易発電機の貸し出し手順

- ① 簡易発電機は、発災時の使用だけではなく、日頃から研修・訓練等ができる限り多くの訪問看護師等が、使用方法を熟知するために活用できるものとします。
- ② 拠点ステーションで研修や訓練を行った場合は、研修・訓練を受けた看護師に対して「発電機使用方法受講証明書」を拠点ステーションから、配布してください。
(様式は当会ホームページからもダウンロードできるようになっています。)
(受講証への記入は、研修をうけた訪問看護師が自身で行っていただいて結構です)
- ③ 研修のための貸し出しを希望するステーション（複数のステーションが一緒に行う場合も含む）は、拠点ステーションに貸し出しの予約をします。
- ④ 簡易発電機の搬送は、借りる側の訪問看護ステーションが、責任を持って行ってください。
(破損しないように注意して搬送してください)
- ⑤ 研修等で発電機を作動させたときは、新品のカセットボンベを補充し返却してください。
- ⑥ エンジンオイルは、100時間の使用毎に交換するので、短時間の使用では、借りる側で負担しませんが、長時間ご使用された場合は判断により、借りる側が補充していただくことがありますのでご了解下さい。
- ⑦ 貸し出し時や返却時の発電機の状況については、貸す側、借りる側の双方で異常がないかどうか確認してください。
- ⑧ 訪問看護ステーションの看護師が、簡易発電機を利用者宅でデモストレーションする際は、人工呼吸器等の精密機器には、絶対に接続しないでください。(特に支障のない電気製品につないで発電を確認する)
- ⑨ 利用者宅でのデモストレーションで使用するガスボンベは、原則利用者の負担とします。
- ⑩ 実際に作動する際は、注意事項を厳守し安全な場所で行ってください。

5 簡易発電機運用 フロー図 (平時の運用)

1 平時からの事前準備と貸し出し手順



Ⅱ 発災時の簡易発電機の運用と注意点

1 拠点ステーションの利用者への貸し手順

(拠点ステーションが、当該ステーションの利用者に貸し出す場合)

1) 簡易発電機の貸し出しにおける注意事項の事前周知

- ① 拠点ステーションが簡易発電機を利用者に貸し出す際は、必ず事前に「呼吸器に簡易発電機を使用するにあたっての注意事項（利用者用）」（※様式3）を用いて利用者に注意事項を説明し利用者の同意を得てください。
- ② 簡易発電機の作動に際しては、訪問看護ステーションの看護師は支援を行いますが、それに伴う人工呼吸器の不具合や病状変化に関しては責任を負わないことを利用者にも同意を得ておいてください。
- ③ 簡易発電機に使用するカセットボンベやエンジンオイルは、利用者に準備してもらってください。

2) 簡易発電機の使用方法

- ① 簡易発電機に添付のマニュアルを遵守してください。使用方法を間違えた場合のトラブルは、使用者の自己責任とします。
- ② 簡易発電機に添付しているマニュアルは紛失や破損の内容に取り扱ってください。

2 ブロック内訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順

(ブロック内の訪問看護ステーション利用者に貸し出す場合)

1) 貸し出しの可否の確認

拠点ステーションがブロック内の訪問看護ステーションの利用者（事前登録者）に、簡易発電機の貸し出す場合（希望された場合）は、貸し出しを希望する訪問看護ステーションが、拠点ステーションに、直接貸し出しの可否を確認します。

2) 貸し出し申請書の受け取りと貸し出し

- ① 貸し出し時には、「簡易発電機を使用するにあたってのサポート時の注意事項・貸出使用申請書」（※様式2）にある注意事項を熟読していただき、すべての項目に同意した上で署名捺印をしてもらってください。
- ② 貸し出しの申し出が、複数の場合は、先着順として取り扱ってください。
- ③ 簡易発電機を借りる際の移送に関しては、原則、当該利用者の担当訪問看護ステーションが、拠点ステーションまで取りにいくこととします。

3) 返却

- ① ライフラインが復旧するなど、簡易発電機が不要になれば、速やかに拠点ステーションに返却するように促してください。
- ② 返却時は、貸し出しを行った物品が揃っているか、確認をお願いします。

3 他のブロックの訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順

1) 貸し出し可否の確認

- ①貸し出しを希望する訪問看護ステーションは、直接取りにいける地域の拠点ステーションに電話等で連絡して予約してください。
- ②他のブロックの利用者に簡易発電機を貸し出す場合も、事前に当該地域の拠点ステーションで登録されている利用者に限ります。

2) 貸し出し申請書の受け取りと貸し出し

- ①貸し出しを希望するステーションは、貸し出し側の他ブロックの拠点ステーションに 対しても「簡易発電機を使用するに当たってのサポート時の注意事項・貸出使用申請書」（※様式2）のすべての項目に同意し署名捺印してください。
- ②簡易発電機は、出来る限り、借りる側の訪問看護ステーションが、他ブロックの拠点ステーションに取りに行くようにしてください。

3) 返却

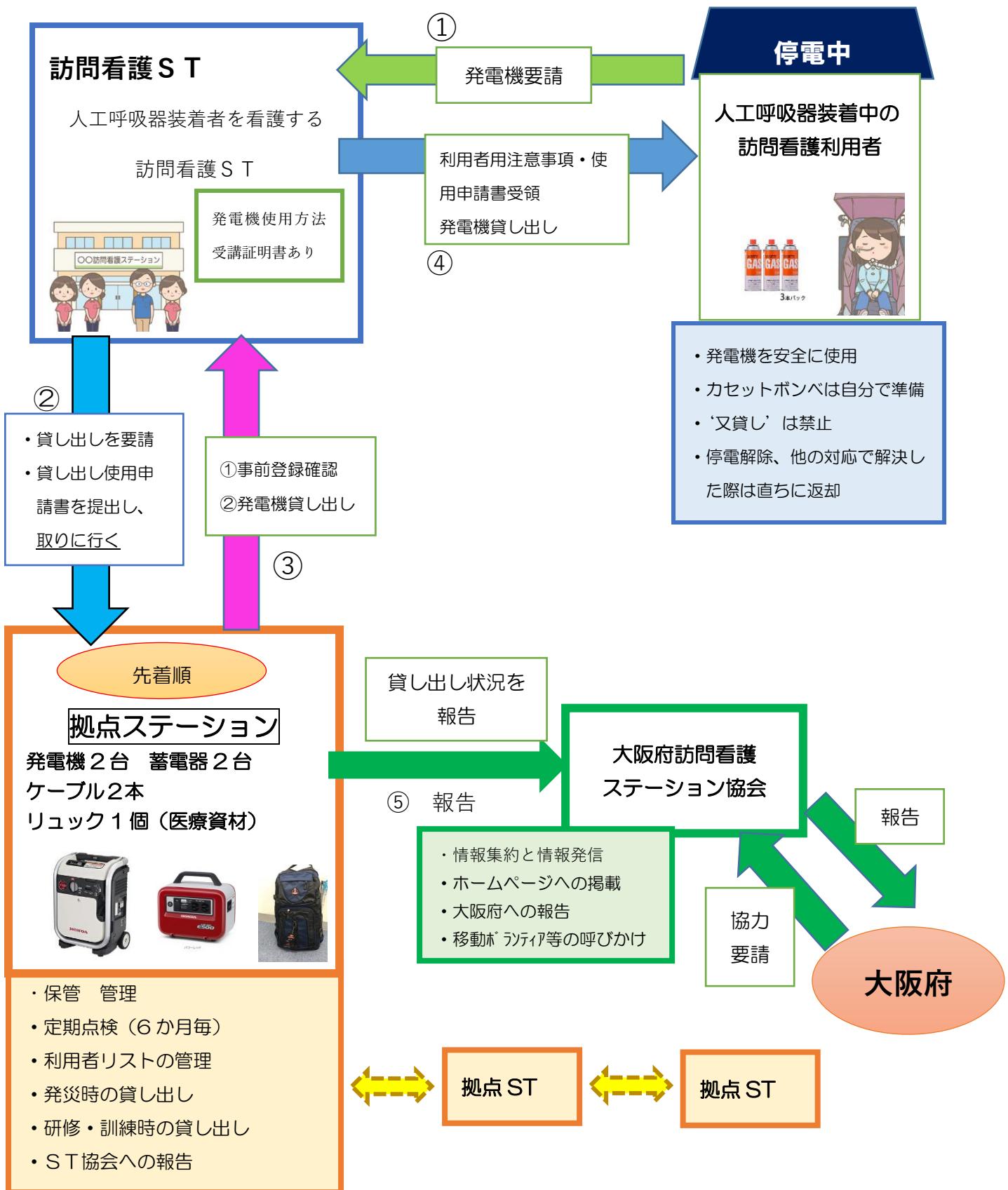
- ①ライフラインが復旧するなど、簡易発電機が不要になれば、速やかに拠点ステーションに返却するように促してください。
- ②返却時は、貸し出しを行った物品が揃っているか、確認をお願いします。
- ③引き続き、他の地域の訪問看護ステーションの利用者への貸し出し希望があった場合、一旦元の拠点ステーションに返却してから上記の手順で貸し出してください。
(責任の所在があいまいになるような‘又貸し’はしないでください。)

4 情報の公開（拠点ステーション・貸し出し状況）と‘拠点間移動’

- ①大阪府訪問看護ステーション協会では、平時よりのホームページ上に、拠点ステーションの事業所名、住所等を公表しています。また、災害時には、拠点ステーションの簡易発電機の貸し出し状況をホームページで公表します。
- ②災害時には必要に応じてブロック長（又はブロック内の災害委員）から、ブロック内の拠点ステーションの発電機等の貸し出し状況を確認しますので報告をお願いします。
- ③貸し出し状況が報告され次第、速やかに大阪府訪問看護ステーション協会が、空き状況をホームページを一斉に公表します。
- ④公表された情報をもとに、協会職員または、呼びかけに応じることが出来るボランティアにより、拠点ステーションから被災地域の拠点ステーションに、発電機を移動させる場合があります。《拠点ステーション間移動》

5 簡易発電機運用 フロー図（発災時の運用）

発災時（停電時）の発電機の貸し出し手順



D. 資料集

- ◎様式1：拠点ステーションにご協力いただきたい内容と注意事項
- ◎様式2：簡易発電機を使用するに当たってのサポート時の注意事項・
貸出使用申請書（訪問看護ST用）
- ◎様式3：簡易発電機使用にあたっての注意事項・貸出使用申請書（利用者用）
- ◎様式4：非常用電源等、発電機の使用研修受講証明書
- ◎様式5：登録者リスト（票）
- ◎様式6：発電機（蓄電池）使用チェックリスト

拠点ステーションへのご依頼内容と注意事項

大阪府では、大阪府在宅患者支援整備事業により、2019年度より、簡易発電機等を配置・管理する拠点として、府内44カ所に拠点ステーションを設けることとなりました。災害発生時など緊急事態において、ライフラインが途絶えた場合、専用バッテリーのみで長時間にわたり人工呼吸器を稼動させるには、容量不足があると考えられます。災害発生時の対応は、セルフケアで対処して頂くのが基本ですが、緊急時には通電地域にも行けない・準備していた予備電源が使用できないなどの支障が出ることも想定されます。拠点ステーションは、災害発生時、簡易発電機の貸し出しの協力と、より安全な活用をしていただくためにも、平時からの簡易発電機の管理をお願いすることとなります。本書及びマニュアルよく読み、本事業の趣旨をご理解していただいた上で、ご協力ををお願いいたします。なお、拠点ステーションは原則2年ごとの交代制とします。

(ステーション名)

設置期間 2020年1月10日～ 2022年3月31日

《貸し出しについて》

- 災害発生時に簡易発電機を使用される対象は既に登録がなされている訪問看護利用中の方となります。
- 早く少しでも多くの命を救えるよう、発電機の貸し出しは早く取りに来られた方順にお渡しください
- 震災で故障した場合など、貸し出しが実行できなくても、責任は負いません。またそういった危険性があるため利用者にはできるだけ個々のご家庭で事前に発電機、もしくはバッテリーや蓄電池を多めに持っていただくよう日頃から勧めてください
- 簡易発電機の使用に必要なガスボンベは、利用者負担となります。
- 貸し出し前には必ず動作確認を行い、リストより登録者であるかの確認をお願いいたします
- 簡易発電機使用の研修をうけた訪問看護ステーションが受け取りにこられます。紛失や誤った使用を避けるため、注意事項を理解していただいた上で、貸し出し申請書にもれなく記入してもらって下さい
- もし不誠実と判断できる対応・練習不足と判断される謝った使用方法で発電機や呼吸器が故障した場合、対応した訪問看護事業所に修理にかかる費用等が請求される場合があります。(ご報告をお願いします)
- 発災時の被害が甚大な場合は必ず事業所を開けておかないといけない訳ではなく、被災の程度が少ない事業所へ急ぎょ拠点STを変更するなど臨機応変な対応をして頂くことは可能です。

《返却について》

- 返却後は必ずメンテナンス及び動作確認を実施してください
- 求められた場合、他のステーションに貸し出し、使用方法の指導を行う事(その後はメンテナンスや動作確認をしてください)

《平時対応》

- メンテナンス・動作するかの確認は6ヶ月に1回必ず実施してください。
- 正しく指導できるよう日ごろより職員間で練習を行ってください
- 各ステーションからの事前申請があった場合、取りまとめ(登録者リスト作成)を、様式5により行ってください

《報告について》

- 災害が発生しご使用された場合、当協会にご報告いただきます(様式6)
- 破損・動作しないなど故障があれば速やかに大阪府訪問看護ステーション協会に知らせてください
- 1年に1回、発電機の管理状況を大阪府訪問看護ステーション協会ご報告いただきます(所定様式6)

《その他》

- 正しく管理して頂けていないと判断した場合、拠点ステーションは他のステーションに変更します
- 簡易発電機の配置・管理に関わる拠点ステーションへの費用負担・費用弁償はございません。
(エンジンオイルの支給は、当協会(ブロック会)が負担いたします。)

様式2**簡易発電機を使用するに当たってのサポート時の注意事項(訪問看護ST用)**

災害発生時など緊急事態において、ライフラインが途絶えた場合、専用バッテリーのみで長時間にわたり人工呼吸器を稼動させるには、容量不足があると考えられます。災害発生においてまずはセルフケアで対処して頂くのが基本ですが、通電地域にも行けない・想定していた予備の電源確保が何らかの支障が出た場合緊急時に簡易発電機を貸し出しする事業です。

- 利用者に貸し出す際は訪問看護ステーション利用中の利用者にしか貸し出せません
- 早く少しでも多くの命を救えるよう、発電機の貸し出しは早く取りに来られた方順にお渡しします。
- 震災で故障した場合などは貸し出せなくとも責任は負いません。またそういった危険性があるため利用者にはできるだけ個々のご家庭で事前に発電機、もしくはバッテリーや蓄電池を多めに持っていただくよう日頃から勧めてください
- この用紙と交換に発電機をお貸します。事前に熟読しておいてください。
- 利用者には利用者用の注意事項を必ず説明・再確認してください
- 使用する住所地が申請時と異なる場合は、拠点ステーションに速やかに連絡してください
- 訪問看護ステーションは発電機を講習・練習用に借りることができます（いざと言う時使用できるための講習や練習以外には使用しないでください。返却時は動作確認してください）
- 簡易発電機の使用における研修は、事前に必ずご受講下さい。（始動は研修を受けた職員のみとします）
- 利用者に発電機を渡すだけでは終わらない事
初めて発電機を使用する利用者（また、呼吸器の他の機種では使用経験があるが、今回は違う機種の呼吸器である場合も含む）の場合、必ず「発電機の使用方法受講証明書」（→冊子内にあります。）を持っている訪問看護ステーションスタッフ（看護師・准看護師・セラピスト）と一緒に起動・動作確認をしてください。発電機との接続終了時やボンベの交換は家人にしてもらって下さい。（夜は予備バッテリーを使うほうが静かでするので助言して差し上げてください。）
- 呼吸器と発電機を繋ぎ呼吸器の動作が不良である場合蘇生バッグによる人工呼吸を行って下さい
- もし不誠実と判断できる対応・練習不足と判断される謝った使用方法で発電機や呼吸器が故障した場合、対応した看護師・事業所に修理にかかる費用等が請求される場合があります。
- 破損・動作しないなど故障があれば速やかに拠点ステーションに知させてください
- ライフラインが復旧し（復電し）発電機が不要になった場合は、速やかに返却してください。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

住所 大阪市中央区谷町6丁目4番8号 新空堀ビル205号

TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

拠点ステーション（発電機設置拠点）の連絡先

ステーション名

住 所

連絡先

大阪府災害体制整備事業における簡易発電機等の貸し出し及び使用申請書

大阪府訪問看護ステーション協会 殿

私は、上記説明を十分理解した上で発電機等の貸し出し及び使用を申請します

ステーション名

住所

連絡先

貸借物品

簡易発電機 (台)

蓄電池 (台)

ケーブル (本)

貸借日 令和 年 月 日

借りに来た人の氏名

対象となる利用者氏名

返却日 令和 年 月 日

氏名

様式3 呼吸器に簡易発電機を使用するに当たっての注意事項（利用者用）**No.**

- ◆当事業は、災害発生などの緊急時に、簡易発電機及びその付属品（以下、これらをまとめて「簡易発電機等」といいます。）を利用者家族に貸し出す事業であり、本注意事項をよくお読みいただきご了解いただいたうえで、申請をしていただきますようお願ひいたします。本事業の貸し出し対象である簡易発電機は、精密機器である人工呼吸器を直接稼働させるために製造されたものではありません。（通常、事前に呼吸器専用バッテリーを充電しておき、人工呼吸器を稼働させるのが原則です。）
- ◆当事業で貸し出す簡易発電機は、人工呼吸器専用のものではありません。使用方法などは、既に配布されているマニュアルも熟読したうえで使用していただくようお願ひいたします。

- 簡易発電機等は、マニュアル及び訪問看護ステーション（訪問看護師）の指示のもと、正しく使用して下さい。
- 早く少しでも多くの命を救うため、簡易発電機の貸し出しは先着順となりますのでご了承下さい。
- 簡易発電機自体が災害により故障する可能性があることから、各ご家庭での簡易発電機、バッテリー及び蓄電池の準備を推奨します。
- 簡易発電機に使用するカセットコンロ用ボンベは、使用者（患家）にて準備をお願いします。
- 簡易発電機を室内で使用すると、一酸化炭素中毒となるおそれがあるため、簡易発電機の室内使用は禁止とします。
- 簡易発電機を作動させると騒音が出ますので、集合住宅や隣家とあまり離れていない場合には、あらかじめ使用されるご家族において近隣住民へのご説明をお願いします。
- 呼吸器と簡易発電機を繋いでも呼吸器の動作が不良である場合は、蘇生バッグによる人工呼吸を行って下さい。
- ライフラインが復旧し（復電し）簡易発電機等が不要になった場合は、速やかにご利用中の訪問看護ステーションに返却してください。
- 使用する住所地が申請時と異なる場合は、ご利用中の訪問看護ステーションまで速やかに連絡してください。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

住所 大阪市中央区谷町 6 丁目 4 番 8 号 新空堀ビル 205 号

TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

ご利用中の訪問看護ステーションの連絡先

ステーション名

住所

電話

拠点ステーション（発電機設置拠点）の連絡先

ステーション名

住所

電話

大阪府災害体制整備事業における簡易発電機等の貸し出し及び使用申請書

大阪府訪問看護ステーション協会 御中

私は、上記説明を十分理解した上で、災害発生時における発電機等の貸し出し及び使用を申請します

使用予定場所貸し出し物品 簡易発電機 () 台 蓄電池 () 台 ケーブル () 本

申請日 令和 年 月 日

(ご本人/使用者) 住所

氏名

印 電話

代筆 ()

続柄 ()

(代理人/ご家族等) 住所

氏名

印 続柄 () 電話

(代理人/ご家族等) 住所

氏名

印 続柄 () 電話

様式4 発電機の使用方法研修・訓練受講証明書

- 発電機を使用する時、必ず「発電機の使用方法受講証明書」を持っている訪問看護ステーションスタッフが一緒に起動、動作確認をして頂きます。
- 安全に使用して頂くため、できるだけ多くのスタッフが、発電機の使用方法についての研修を受講して下さい。（発電機の始動等は、研修・訓練を受けた看護師のみとしています）
- 「発電機の使用方法」の研修に参加されましたら、下記の用紙に、研修受講年月日、ステーション名、氏名、を記入して携帯し、発電機を借り受ける際には提示し、受講済である確認を受けてください。

 発電機使用方法受講証明書 年　月　日　発電機の使用方法 についての研修を受講しました。 (ステーション名) (　氏　名　)	 発電機使用方法受講証明書 年　月　日　発電機の使用方法 についての研修を受講しました。 (ステーション名) (　氏　名　)
 発電機使用方法受講証明書 年　月　日　発電機の使用方法 についての研修を受講しました。 (ステーション名) (　氏　名　)	 発電機使用方法受講証明書 年　月　日　発電機の使用方法 についての研修を受講しました。 (ステーション名) (　氏　名　)
 発電機使用方法受講証明書 年　月　日　発電機の使用方法 についての研修を受講しました。 (ステーション名) (　氏　名　)	 発電機使用方法受講証明書 年　月　日　発電機の使用方法 についての研修を受講しました。 (ステーション名) (　氏　名　)

ネームプレートなどに入れて携帯してください。

様式5 登録者リスト (ブロック・拠点ステーション :) No. []

No.	登録利用者の氏名	登録利用者の住所	担当訪問看護ステーション名 (担当者 :)	訪問看護ステーション連絡 先
1			(担当者 :)	TEL FAX
2			(担当者 :)	TEL FAX
3			(担当者 :)	TEL FAX
4			(担当者 :)	TEL FAX
5			(担当者 :)	TEL FAX
6			(担当者 :)	TEL FAX
7			(担当者 :)	TEL FAX
8			(担当者 :)	TEL FAX
9			(担当者 :)	TEL FAX
10			(担当者 :)	TEL FAX

様式5 登録者リスト (ブロック・拠点ステーション :) | No.

様式6 発電機使用チェックリスト・報告書 (ブロック 拠点ステーション :) 発電機No.

チェック日（年月日）	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
始動 手順 A-1～A-4 の通りできた。							
始動に問題なかった。							
※「問題あり」の場合は協会又は報告のこと							
作動 作動目的	点検・研修 訓練・災害	点検・災害 その他()					
作動時間小計 (初回20時間、以降100時間作動毎)	時間 分						
積算時間 (前回オイル交換後からの積算時間)	時間	時間 分					
オイル交換 (初回20時間、以降100時間作動毎)	済・未						
備品確認 非常用電源及び備品の確認	<input type="checkbox"/> 全て揃っている <input type="checkbox"/> 不足物品あり						
不足物品の種類・数							
確認者氏名							
備考							
ステーション協会への報告日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

FAX送信先：大阪府訪問看護ステーション協会（06-6767-3801）

E. 物品リスト

- ◎非常用電源等の物品リスト
- ◎災害時応援医療材料（リュック）のリスト

非常用電源等の物品リスト

2020.1.10

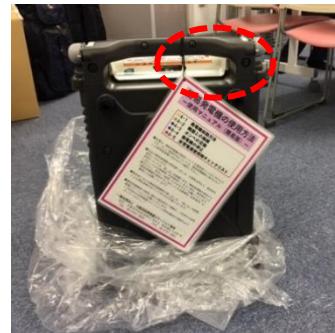
1. 発電機 (2台)



□発電機 (HONDAエネボ)
×2台



□ラミネートマニュアル
表紙+A1~A5 計6枚



発電機の裏側にカードリング
と綴り紐で装着

2. 蓄電池 (2台)



□蓄電池 2台

3. ケーブル2本 (①と②各 1本ずつ)

- ①蓄電池と発電機をつなぐためのケーブル
- ②車のシガーソケットから電源を取る際のケーブル（蓄電池と繋ぐ）
※ケーブルは、医療資材リュックに入っています。

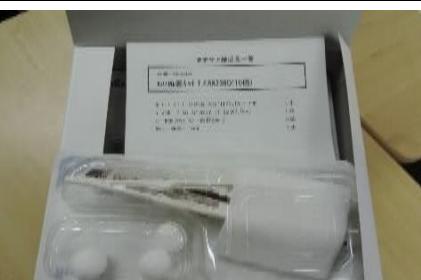
4. その他

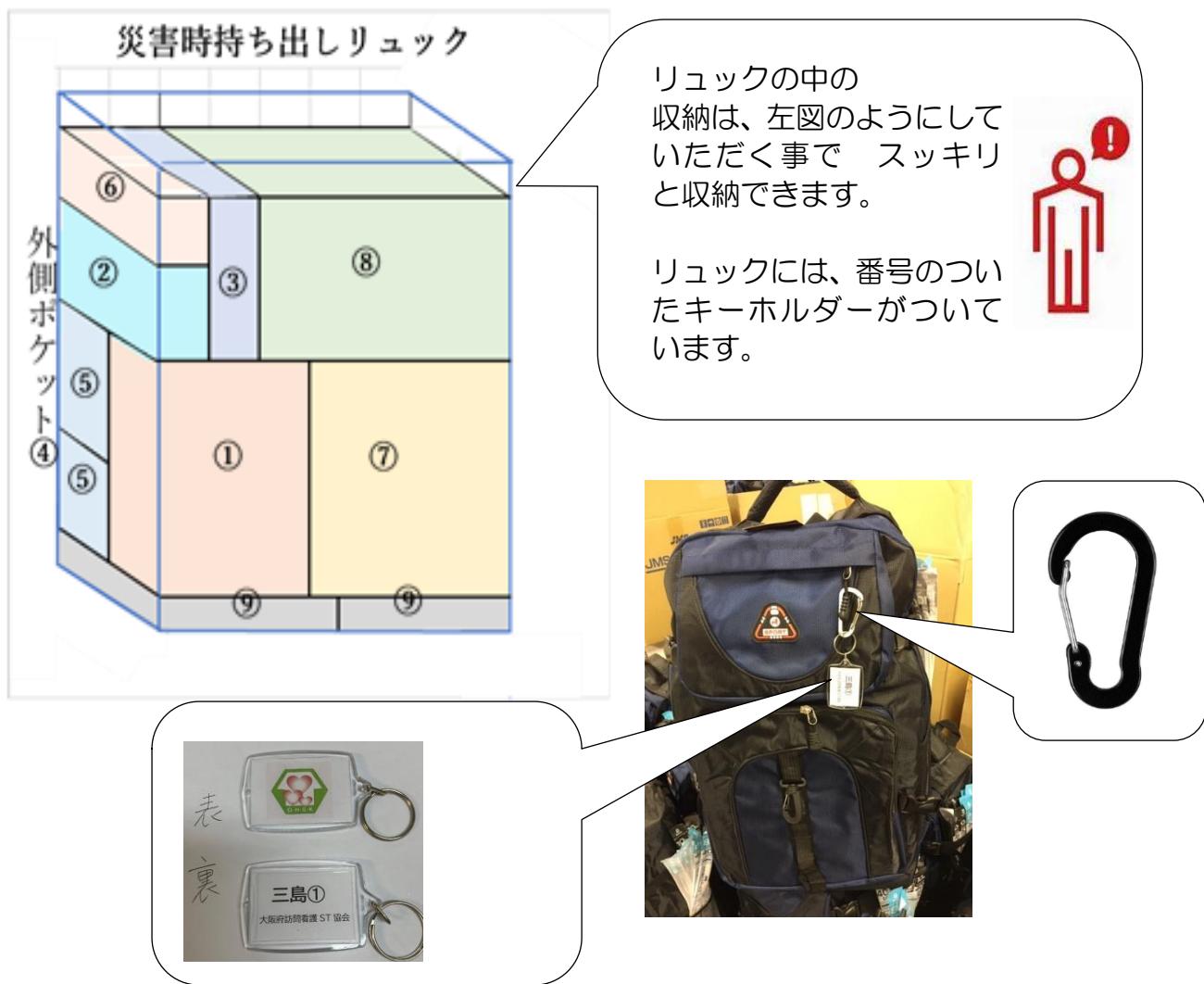
- エンジンオイル 2本
- ガスボンベ 12本
- エンジンオイル 廃棄用トレー
- エンジンオイル 給油用ボトル



災害時応援医療材料(リュック)のリスト

		医療材料	数量	チェック
		リュック	1個	
①		血圧計	1台	
②		パルスオキシメーター	1台	
③		手動式吸引器	1台	
④		吸引カテーテル	8Fr	
			10Fr 5本	
⑤		蘇生バッグ	2個	
⑥		人工鼻	10個	

⑦		メラ酸素供給チューブ (人工鼻用)	1 箱 (5 本)	
⑧		ネオケア(衛生材料セット)	1個	7
⑨		3 個口延長コード 10m	2個	



F 簡易発電機等の梱包・ 開封時の注意点

簡易発電機等の梱包・開封時の注意点

(拠点ステーションが移動する場合)

◎拠点ステーションは、原則2年に1回、変更となります。この際、下記のように、移動前の物品のチェック、移動後の動作確認と物品のチェックを行っていただきます。

★移動前の物品のチェックを確実に

拠点ステーションが移動となった場合などには、本マニュアル（拠点ステーションマニュアル）及び、非常用電源等、医療資材等（リュック）等の物品を、物品リスト表（チェックリスト等）を用いて確実に次の拠点ステーションへお渡しください。

★宅配等を行う場合はご注意下さい

◎やむを得ず、宅配等で簡易発電機等をお送りされる場合は、機器が破損しないように、専用段ボールにいれていただくか、緩衝材等を使用の上で、段ボール箱に入れるなど、破損がないようにご注意ください。

（エンジンオイルの挿入口が必ずきっちりしまっているか、残留ガスが残っていないか）

◎拠点ステーションが移動するために、宅配等に要した費用は、ご連絡いただけましたら、当協会が、送料（実費）を負担します。

★発電機の動作確認を速やかに（受け取った側）

◎発電機を受け取った拠点ステーションでは、「発電機使用チェックリスト」を使用し、できる限り速やかに、発電機が動くかの作動確認をしてください。

〔安全に作動、終了できるよう、使用マニュアル（A1～A5）を用いて、安全に行ってください。〕この時、オイル交換日のチェック（※）なども行いましょう。

※オイル交換は、初回20時間、以降100時間使用毎に交換

★収納方法

◎発電機は、停止後、発電機の残留ガスを使い切ってから、収納して下さい。

段ボールは捨てないようにして下さい。（平時は、段ボール保管をお勧めします。）

◎拠点ステーション用マニュアル（本書）は、いつでも確認できるよう、わかりやすい場所に設置をお願いします

★解らないことがある場合は

◎わからないことなどありましたら、ブロックの災害委員又は、当協会まで、お気軽にご連絡ください。詳しい内容は、前述のC. 簡易発電機の運用マニュアル（拠点ステーション用）をご参照ください。

G. その他

◎発電機の保証書のコピー

◎蓄電池の保証書のコピー・お客様登録シート

◎発電機の簡単操作手順ガイド・発電機安心電源パック・送り状 他
(透明ファイルにまとめて入っています)

◎発電機の保証書のコピー

(ここにお入れ下さい)

◎蓄電池の保証書のコピー・お客様登録シート

(ここにお入れ下さい)

◎発電機の簡単操作手順ガイド

発電機安心電源パック・送り状 他

(透明ファイルにまとめて、ここにお入れ下さい)